

一般社団法人ワールドスケートジャパン 加盟団体規程

第 1 章 総 則

第 1 条 この規程は、一般社団法人ワールドスケートジャパン（以下「本連盟」という）定款第 1 4 章 第 6 2 条により、加盟団体規程を定める。

第 2 章 加盟手続

第 2 条 本連盟に加盟しようとする団体の代表者より、次の書類を提出しなければならない。

- 1 加盟申請書
- 2 規 約
- 3 役員一覧表
- 4 当該年度の事業計画書及び予算書
- 5 前年度の事業報告書及び決算書
- 6 事務所の所在地

第 3 章 会 員

第 3 条 本連盟の入会は定款第 5 条、第 6 条により理事会の承認を受けなければならない。

第 4 章 入会金及び会費

第 4 条 入会金及び会費は、次のとおりとする。

- 1 入会金
 - (1) 正会員 1 団体 50,000 円
 - (2) 賛助会員 な し
- 2 会 費
 - (1) 正会員 1 団体 10,000 円
1 競技部門 5,000 円
 - (2) 賛助会員 1 口 30,000 円以上
- 3 会費の納入

加盟団体は毎年度所定の会費を納入しなければならない。

第 5 章 資格の喪失

第5条 会員は定款第10条の条件を失ったとき資格を喪失する。

第 6 章 本規程の変更

第6条 本規程は理事会に諮り、社員総会の議決により変更する事が出来る。

付 則

1. この規程は昭和28年9月10日より施行する。
1. この規程は昭和39年4月1日之を改正実施する。
1. この規程は昭和39年11月7日之を改正実施する。
1. この規程は昭和49年4月1日之を改正実施する。
1. この規程は昭和50年4月1日之を改正実施する。
1. この規程は昭和52年4月1日之を改正実施する。
1. この規程は昭和56年4月1日之を改正実施する。
1. この規程は昭和63年6月1日之を改正実施する。
1. この規程は平成4年4月5日之を改正実施する。
1. この規程は平成8年4月1日之を改正実施する。
1. この規程は平成18年4月1日之を改正実施する。
1. この規程は平成23年5月14日之を改正実施する。
1. この規程は平成30年5月12日之を改正実施する。
1. この規程は令和元年9月1日之を改正実施する。